

平成 20 年 12 月 25 日

連 絡 先
総務部予算調整室企画 G 担当者：坂三 電 話：059-224-2119

国庫補助事業の事務費の経理処理について

平成 20 年 12 月 25 日

総務部予算調整室

1 会計検査院の報告

去る 11 月 7 日に出された会計検査院の検査報告書では、一部の地方公共団体において、国土交通省及び農林水産省の補助事業に係る事務費について、国庫補助金額ベースで約 5 億 5,600 万円、県費等を含めた総額（事業費）ベースで約 11 億 3,700 万円の経理が不適正であると報告されました。（平成 14～18 年度分）

（不適正とされた事例）

節	態 様	内 容
需用費	預け金	業者に架空取引を指示するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払い、当該支払金を業者に預け金として保有させて、後日、これを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させるなどしていたもの。
	一括払い	支出負担行為等の正規の経理処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上で、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させて、これらの物品が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を一括して支払うなどしていたもの。
	差替え	業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払い、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させていたもの。
	翌年度納入	物品が翌年度以降に納入されていたのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの。
	前年度納入	物品が前年度以前に納入されていたのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの。
賃金	補助目的外支払	国庫補助事業を行っていない部署に配属された臨時職員に対する賃金の支払いや、他の国庫補助事業に係る支出科目からの賃金の支払い。
旅費	補助目的外支払	国庫補助事業と直接関連性が認められない出張に対する支払い。

2 本県における調査結果

(1) 調査の対象

- 1) 公共事業関係部のほか、国庫補助事業を実施する該当部を対象として調査。
- 2) 平成19年度に執行した事務費について、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の関係法令に基づいた執行が行われていたかどうかを調査。

(2) 調査の方法

- 1) 平成19年度の補助事業全てについて自己点検。
- 2) このうち需用費の 預け金 一括払い 差替えは、出納局が業者に確認。
- 3) また、 翌年度納入 前年度納入は、自己点検を行い、自己点検で確認できなかった案件については、業者の納品台帳の入手等により確認。

(3) 調査結果

節	態 様	調 査 結 果	
需用費	預け金	不正経理	該当なし
	一括払い		
	差替え		
賃金	カラ雇用		
旅費	カラ出張		
需用費	翌年度納入	不適切な経理	418 件 12,401,161 円
	前年度納入		3 件 72,260 円
	補助目的外支払い		410 件 5,004,381 円
賃金	補助目的外支払い		27 件 14,384,041 円
旅費	補助目的外支払い		7,589 件 16,323,760 円
合 計			8,447 件 48,185,603 円 (事業費ベース)

3 不適切な経理の発生原因と今後の対応

(1) 翌年度納入の発生原因

需用費の「翌年度納入」については、418件 12,401,161円ありました。

工事を伴うような補助事業に係る物品購入などは年度末に発注する場合があります。こういったものは、本来、年度内に納入すべきものですが、現年度の予算で支払ったものの、翌年度納入となったものです。

これらは、工事を伴う補助事業については、工事費の確定が事業の進捗の遅れ等から年度末になることが多く、その事務費は工事費と一体で決定されることから、年度末に確定した事務費の認められた枠を執行することにより、結果として翌年度納入が発生したものです。

例えば、工事費と事務費が一体として決定されるのではなく、工事の進捗状況に関わらず、事務費をもっと早い段階で確定することになれば、国庫補助金の有効活用と適正な事務執行が可能となるのではないかと考えています。

(2) 前年度納入の発生原因

需用費の「前年度納入」については、調査の結果、3件 72,260円ありましたが、これは、前年度の支払いを忘れていたのが原因です。

(3) 補助目的外支払い(需用費・賃金・旅費)

補助目的外支払いの調査結果

需用費： 410件 5,004,381円

賃金： 27件 14,384,041円

旅費： 7,589件 16,323,760円

補助目的外の主な事例

【需用費】

- ・ A国庫補助事業の補助金でA事業には直接的に関係のない補助事業にかかる定期刊行物の購入をしていた。
- ・ B国庫補助事業の事務費により、B以外の国庫補助事業等で購入した車両の車検費用(修繕料)を支払っていた。

【賃金】

- ・ C国庫補助事業の事務費により、C国庫補助事業を担当していない室に配席された業務補助職員の賃金の一部を支払っていた。ただし、この業務補助職員の中には、一部補助用務に従事していたため、補助目的外と区分するのかどうか、今後、会計検査院との協議が必要。

【旅 費】

- ・セミナー・シンポジウム等のうち国庫補助事業の実施に直接的には関係しない研修等への出席に国庫補助事業に係る旅費を支払っていた。(例：近畿地区林道研究会技術検討会、入札改革フォーラムなど)
- ・会計検査院との協議、会計実地検査受検に向けた打ち合わせ、会計実地検査受検対応の旅費を国庫補助金で支払っていた。
- ・林道整備の補助事業の予算で林道の災害査定にかかる旅費を支払っていた。

発生原因

補助目的外支払いの要因については、

- ・需用費では、少額単位の膨大な物品等の購入がありますが、これらは、補助金の有効活用の意識が強く、認められた補助金をできる限り購入した物品等に充てるといった意識が、本来の補助事業とは異なる補助事業に充当する結果につながったこと。
- ・賃金では、一部でも補助事業に従事していれば国庫補助金で支払いができるといった認識があったこと。
- ・補助事業で会計検査用務にかかる旅費を支払っているケースや、国の補助事業で整備した林道が被災した際の災害査定にかかる(林野庁協議や現地調査の)旅費を支払っているケースなど、広い意味で国の事業にかかる用務であり補助事業で支出しても良いのではないかと、という認識があったこと。
- ・地域機関では、本庁からの予算令達に基づき執行することになるが、年度途中の令達時点では補助金事業費が確定しておらず、また、実際に補助金も交付されていないことから、本来、支出すべき事業目に予算がない場合には、令達された他の事業目の財源から事務費を執行することになる。ここで執行した支出科目は、本来、年度末の補助金事業費が確定した時点、つまり決算時期に支出科目の更正をしなければならぬが、その際の支出更正忘れや誤りがあったこと。

などがあります。

(4) 不適切な経理の背景

これらは、補助事業毎に補助金で使うべきものと県費で使うべきものを明確に区分せず、補助金・県費を合わせた予算の総額に基づいて、それぞれの費目に割り振るといった適切でない手段により執行していたものなどであり、この背景には、補助金に認められている需用費や旅費などを最大限活用できるものとの意識

が先行していたことが大きいと認識しています。その結果として、補助目的どおりに厳密に区分せず財源を充当するなどの、不適切な経理につながったものと考えています。

(5) 会計検査における判断基準の確認の必要性

なお、上記のような事例は、これまで国において明確な基準は示されておりませんでした。しかし、11月の会計検査院の報告により一定程度の判断基準は示されたため、県の独自調査により明らかになったものです。今後、本県にも会計検査が実施されると考えられるため、その際に、個別のケース毎に協議し判断基準をより明確にすることで、事務費の適正な執行につなげていきたいと考えています。

3 今後の対応方針（「事務費にかかる経理の適正化検討委員会」の設置）

今後、こういったことが発生しないよう、補助金の使途の統一かつ明確なルールの把握に努めるとともに、今後、出納局において、各種の研修を実施する際に、支払い誤りの防止を呼びかけていくこととしています。

また、こういったことを抜本的に改善するためには、その問題点の洗い出しとともに、県庁内で対応できる改善策や国への制度要望などについて検討を行うことが必要と考え、12月22日付けで庁内に総務部長を長とする「事務費にかかる経理の適正化検討委員会」を設置したところです。